

## 貸付協定（例） [ 自らが所有する農地で市民農園を開設する場合 ]

### （目的）

第1 [ 特定農地貸付により市民農園を開設する者 ](以下「開設者」という。)及び [ 当該市民農園の所在地を所管する市町村 ] は、市民農園の用に供する農地(以下「特定貸付農地」という。)の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付を中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （協定の区域）

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

### （特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 開設者は、特定農地貸付を受けた者(以下「借受者」という。)に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付を受けた農地(以下「借受農地」という。)の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、  
は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

### （特定農地貸付の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4 開設者は、市民農園の整備にあたり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

2 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

4 は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。



別 表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積 (㎡)